

議案第7号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第1項から第4項まで及び第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメ</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第1項から第4項まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメ</p>
--	---

ステイックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者
(12)～(14) 略

ステイックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第5項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者
(12)～(14) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第11号アの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申立てに係る命令が暴力の相手方に発せられている者について適用し、施行日前にされた申立てに係る命令が暴力の相手方に発せられている者については、なお従前の例による。この場合において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）附則第2条第1項の規定により従前の例によってなされる命令は、同法による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定によってなされた命令とみなす。